

2023年9月19日改訂

## Fundamental レベル, Core レベルの研修読替え申請について（申請者向け）

読替え対象研修として URA スキル認定機構に承認された研修を受講し、その受講歴を照明できる者は、Fundamental レベル, Core レベルのいずれかあるいは両方の研修を受講したのみならず読み替えることができます。読替え手続きは、次のとおりです。

### <読替え対象研修名>

- 京都大学 URA 育成カリキュラム（レベル1）  
（読替え対象となる URA スキル認定機構の研修：Fundamental レベル）
  - 多能工型研究支援人材育成コンソーシアム教育プログラム  
（読替え対象となる URA スキル認定機構の研修：Fundamental レベル, Core レベル）
- ※読替え対象となる研修は、2018年10月1日から2023年3月31日まで実施されたものである。

### <読替えの有効期間>

- 別紙のとおり

### <希望者による読替え手続き>

- 希望者は、「URA スキル認定制度 研修・審査ポータル」にユーザー登録後、読替え費用を支払った後、関係団体等の発行した修了証を指定の場所からアップロードすること（アップロードは準備出来次第、web サイトで周知する）。
- 読替えによる有効期間は、修了証記載の日付が属する過去の期（4月～9月（前期）又は10月～翌年3月（後期））から起算して最大10期（5年）とする。
- 希望者による読替えの申請期間は、2023年度限りとする。

### <希望者による読替えスケジュール>

- 2023年度前期向け  
申込期間：2023年4月4日（火）～2023年4月28日（金）  
支払期限：2023年4月28日（金）  
書類提出期間：2023年4月4日（火）～2023年5月7日（日）  
※読替え費用の入金後に書類の提出が可能となる。  
決定時期：2023年5月上旬頃  
※結果は、本人宛メールにて通知する。

- 2023 年度後期向け  
申請期間：2023 年 10 月 3 日（火）～2023 年 10 月 27 日（金）  
支払期限：2023 年 10 月 27 日（金）  
書類提出期間：2023 年 10 月 3 日（火）～2023 年 10 月 27 日（金）  
※読替え費用の入金後に書類の提出が可能となる。  
決定時期：2023 年 11 月下旬頃  
※結果は、本人宛メールにて通知する。

<読替えの費用について>

- Fundamental レベル 7,500 円
- Core レベル 7,500 円

<読替え手続きの方法>

URA スキル認定制度 研修・審査ポータルを介して書類を提出すること。

URA スキル認定制度 研修・審査ポータル <https://www.crams.or.jp/system/>

手順

- (1) URA スキル認定制度 研修・審査ポータルでユーザー登録をする。
- (2) ユーザーとしてログイン後, 画面に表示される「Fundamental レベル Core レベル」を選択する。
- (3) その後表示される「研修読替を申し込む」を選択する。
- (4) 読替申請を希望するレベルにチェックを入れる。
- (5) 読替え費用を支払う。
- (6) 再度研修・審査ポータルユーザーとしてログイン後 (3) まで進み, そこに表示される「研修読替の証明書を提出」するを選択し, 画面に表示される指示に従って書類をアップロードする。

以上

## 【参考資料】

一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構

### 研修規程（抜粋）

（研修の読替え）

第5条 機構は、URAの資質向上に資する研修及び調査研究等を行っている団体並びにURAを雇用する全国の大学等の研究機関等（以下「関係団体等」という。）が独自で実施している研修（以下「外部研修」という。）を、機構が実施する研修と同等とみなし、該当する外部研修の修了履歴をもって、機構が実施する研修の修了と読替えることができるものとする。

2 前項に定めるもののほか、読替えに関する必要な事項は、別に定める。

一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構

### 研修暫定細則（抜粋）

（関係団体等による研修の読替え手続き）

第3条 Fundamentalレベル及びCoreレベルの研修については、レベル毎に全科目まとめた読替えとする。

2 関係団体等は、自らが実施する研修について、機構が実施する研修への読替えを希望する場合、付録1の様式により、機構が指定する時期に提出するものとする。

3 機構は、関係団体等から読替えに係る書類の提出があった場合には、速やかに審査し、当該結果を通知するものとする。

4 読替えの対象となる関係団体等の研修は、原則として読替えを申請する時点で過去5年以内に実施された研修とする。

5 関係団体等からの読替えの申請期間及び審査の実施期間は、令和5年度までとする。

6 前各項に定めるもののほか、読替えの審査について必要な事項は、別に定める。

（希望者による研修修了の読替え手続き）

第4条 関係団体等が実施した研修の修了を、機構が実施する研修の修了と同等とみなす読替えを希望する者（以下「希望者」という。）は、機構が別に定める様式に関係団体等が実施した研修の修了を証する書類（以下「修了証」という。）を添えて、機構が指定する時期に提出するものとする。

2 機構は、希望者から読替えに係る書類の提出があった場合には、速やかに確認し、当該結果を通知するものとする

3 読替えによる当該研修修了の有効期間は、希望者が提出した修了証記載の日付が属する過去の期（4月～9月（前期）又は10月～翌年3月（後期））から起算して最大10期（5年）とする。

4 希望者による読替えの申請期間及び確認の実施期間は、令和5年度までとする。

5 前各項に定めるもののほか、読替えの手続きについて必要な事項は、別に定める。